

議案第20号

長久手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

長久手市長 佐藤有美

説明

この案を提出するのは、特別職の職員で非常勤のもの報酬の額について、農業委員会会長等の報酬の額を改めることに関し、長久手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

長久手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年長久手村条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 【別記1 参照】	別表第1（第2条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

区分	報酬の額
教育委員会委員の項から公平委員会委員の項まで（略）	
農業委員会	会長 月額2万3,000円に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額
	委員 月額2万円に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額
	農地利用最適化推進委員 月額2万円に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて

	て国から交付される交付金の範囲内で 市長が定める額を加算した額
国民健康保険運営協議会委員の項以下 (略)	

改正前

区分		報酬の額
教育委員会委員の項から公平委員会委員の項まで (略)		
農業委員会	会長	月額2万3,000円
	委員	月額2万円
	農地利用 最適化推 進委員	月額2万円
国民健康保険運営協議会委員の項以下 (略)		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬の額に関し、長久手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 農業委員会の報酬額について、近年、農業委員会の業務の増加を受けて特別職の職員で非常勤のものものの報酬の額を見直しするものです。

2 改正の内容

農業委員会会長、農業委員会委員及び農業委員会農地利用最適化推進委員の報酬の額を改めること。(別表第1関係)

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この条例は、令和8年4月1日から施行するものとします。

